

～国の制度～「住居確保給付金」

特例措置による再支給の申請期間が延長されました

これまでの再支給の要件

住居確保給付金の支給終了後、**解雇**（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）**その他事業主による離職**により経済的に困窮した場合のみ



令和4年3月31日まで

平成27年4月1日以降に住居確保給付金を受給し、既に支給が終了した方について、**上記によらない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、申請により3か月間に限り再支給が可能**となっています。

この特例の申請期間が、**令和4年3月31日まで延長**されました。

○本特例による再支給は**1度限り**となります。

たとえば、今回の特例の再支給を10月に申請し、10月～12月まで受給した方が1月に再度特例の再支給を申請することはできません。

○詳細・手続きについては

自立相談支援機関または下記まで**お早め**にお問い合わせください。

【厚生労働省コールセンター】

☎0120-23-5572

受付時間：9：00～17：00（平日のみ）